令和5年度沼津市中央公園再整備に係る 利用実証トライアル業務委託 公募仕様書

1 業務の目的

中央公園(以下、「本公園」という。)再整備の詳細設計作成にあたり、基本計画に基づく整備後をイメージした利用実証実験を実施し、利用者にとって利便性向上や効果的な使い方ができる設計の基礎となるデータを取得する必要がある。

本業務により利用実証データを取得し、これに基づいた市民が利用しやすい公園を整備することにより、市民幸福度の向上及び市民サービスが向上することを目的とする。

2 対象

- ■名 称 沼津市中央公園
- ■所 在 地 沼津市大手町4-185-4
- ■公園の区分 街区公園
- ■面 積 0.61ha
- ■開設時期 昭和45年6月30日
- ■主 な 施 設 芝生広場、トイレ、ベンチ、遊具、花壇、水道等
- ■立 地 状 況 JR沼津駅南口から徒歩約7分、旧国道1号に面している
- ■歴 史 沼津城本丸跡地(史跡等の指定は受けていない)

3 履行期間

契約日から令和6年3月29日(金)まで

4 業務内容

本業務は、再整備の詳細設計に向けた社会実験(トライアル)及び利用状況調査等を実施するもので、関係法令等を順守するとともに、本市の関連計画及び施策等との整合性を図り、次の内容について業務を行うものとする。

(1) 本整備を想定したトライアル

委託者と連携し、沼津市中央公園における再整備基本計画に基づく再整備後を想定した長期間(約1か月程度)のトライアルの企画及び運営を行う。

- ・過年度のワークショップ等で浮き彫りとなった課題を解消する活用方法等(南北広場をつなぐ大階段の設置、広場空間を大きく取るための園路の迂回、広場空間の活用(人工芝の設置等)、集約施設を想定した仮設店舗の設置、橋下空間の活用、狩野川との調和、歴史を解説するサイン等の設置、持ち出し遊具・イス等公園設備の貸与、接道からの視認性を意識したシンボルサイン等)を企画に反映させること。
- ・トライアルは、1回あたり約1か月程度を想定し、計3回程度実施する。(2回目以降は(2)①で整理した検証結果を踏まえ実施)
- ・整備後を意識し、市民・利用者・民間事業者を巻き込んだ運営組織を形成すること。

・整備後を意識し、民間事業者の自走するためのスキームづくり及び実施をすること。

(2) 利用状況調查・検証

委託者と連携し、トライアルによる効果検証や利用状況の変化等を観測し、詳細設計 を見据えたデータ収集を行う。

- ①トライアルの効果検証
 - ・(1)で整理した課題を踏まえたトライアル実施の効果検証
 - ・トライアルを通じて得た再整備後に向けた課題の整理。
 - ※企画、運営に必要な備品等は受託者が用意し、その管理も行うこと。ただし、沼津市や地元から貸与可能な備品等については活用を検討するものとする。
- ②公園内及び周辺の利用状況等調査
- ・(1)のトライアル実施前中後において、公園内及び周辺の利用状況等調査を行い、 その変化を観測する。
- ・トライアル中において、イベント等の実施者及び周辺住民へのヒアリングを行い、 公園内インフラ面やハード面の意見等を聴取する。
- ・上記で収集したデータを活用・分析し、資料作成を行う。

(3) 有識者 (ランドスケープアーキテクト等) の意見聴取支援

委託者が実施する有識者からの意見聴取について、聴取時に同席するとともに、委託者の指示に基づき、資料作成の支援を行う。

5 資料の提供等

本委託を進めるにあたっては、下記の計画との整合をとること。

- (1) 沼津市パークマネジメントプラン
- (2) 第2次沼津市緑の基本計画
- (3) 沼津市中央公園再整備基本方針
- (4) 沼津市中央公園再整備基本計画(案)
- (5) 沼津市中心市街地まちづくり戦略
- (6) 沼津市まちなか居住促進計画
- (7) 沼津市リノベーションまちづくり推進ガイドライン
- (8) 沼津市リノベーションまちづくり旧国一南エリアビジョン
- (9) その他関連計画及び報告書

6 成果品

成果品は次のとおりとする。

(1) 業務報告書

2部

(2) 上記作成のために収集した資料の電子データ

※電子データは Microsoft 製 Word 又は Excel で編集可能な電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。また、電子データは、CD-ROM 等に記録し、提出する。

7 実施体制

(1) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資料等を予算の範囲内で調達すること。

- (2) 市民の意見聴取に係る経費は、業務委託料で支払うものとする。
- (3) 有識者からの意見聴取に要する経費(有識者の報償金等)は、委託者の負担とする。
- (4) 委託者は、業務の遂行上必要な資料で、委託者が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、委託者の了解なく公表・使用はできないものとする。また、委託者から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。
- (5) 受託者は、委託者から本事業に係る業務の実績や進捗状況の報告要請があった場合、 委託者受託者双方の協議の上、委託者に報告しなければいけない。
- (6) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な協議を行うとともに、業務の遂行に関して疑義が生じた場合には、その都度委託者の指示を受けること。
- (7) 受託者は、委託者との打合せ協議について、業務着手時、中間時(1回)、納入時 に行うものとし、その他委託者の指示に従い、必要に応じて実施すること。

8 留意点

(1) 業務の再委託について

業務の再委託について、専門的な知識や技術を要する業務などの第三者への委託は 可能とするが、業務全体に関することを包括的に第三者へ委託することは不可とす る。また、再委託を行う場合は、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再 委託先(商号又は名称)、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等 必要事項を報告しなければならない。

- (3) 委託業務実績報告書等の提出について 受託者は、委託業務終了後、委託業務実績報告書、本仕様書に定める成果品及び委 託業務完了届出書を速やかに委託者へ提出しなければならない。
- (4) 業務委託料の返還について 委託者は、受託者が事業の実施にあたり、本仕様書の事項に反していることが分かった場合、支払われた業務委託料の一部または全部を返還させることができる。
- (5) 業務遂行上のトラブルについて 業務の遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、委託者、受託者双方の連携の上、 速やかに解決を図る。

9 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法及びその関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。